

学校規模に関する関係法令等（抜粋）

● 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省第 11 号）

（学級数の標準）

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の
実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

※同規則第 79 条により、中学校にも準用する。

● 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）

（適正な学校規模の条件）

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号※の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。
 - 二 通学距離が、小学校においてはおおむね 4 km 以内、中学校にあってはおおむね 6 km 以内であること。
- 2 5 学級以下の学級数の学校と前項第 1 号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18 学級」とあるのは、「24 学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第 1 号又第 2 号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる条件に適合するものとみなす。

※【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律】

第 3 条 国は政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。
この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

- 一 公立の小学校、中学校（第 2 号の 2 に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費 二分の一

（2 号～4 号略）

- 2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第 4 号の適正な規模の条件は、政令で定める。

● 文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料（昭和 59 年） 学級数による学校規模の分類（小学校・中学校に適用）

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31 以上